

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和4年10月7日(金)

午前10時12分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(12名)

議長	阿久津 則 男 君	副議長	片岡 藏 之 君
	金 長 秀 範 君		猿 田 正 純 君
	綿 引 静 男 君		藤 咲 芙 美 子 君
	飯 村 栄 君		三 村 孝 信 君
	桜 井 和 子 君		関 誠 一 郎 君
	加藤木 直 君		小 坏 孝 君

欠席議員(2名)

高 橋 裕 子 君	鯉 淵 秀 雄 君
-----------	-----------

遅刻議員(なし)

早退議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副 町	長	仲 田	不二雄
教 育	長	高 岡	秀 夫
まちづくり戦略課	長	小 林	克 成
総 務 課	長	増 井	栄 一
町 民 課	長	加 藤	孝 行
財 務 課	長	雨 宮	忠 芳
税 務 課	長	佐 藤	宰
健 康 保 険 課	長	飯 村	正 則
長 寿 応 援 課	長	稲 川	弘 美
福 祉 こ ど も 課	長	山 崎	栄 一
農 業 政 策 課	長	富 江	一 也

都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	所 克 実
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	久 保 田 和 美
水 道 課 長	園 部 繁
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 瀬 浩 文
教 育 委 員 会 事 務 局 長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和4年度第3回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

午前10時12分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る10月12日に招集されます令和4年第3回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしく審議のほど、お願いを申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。欠席議員、1番高橋裕子君、13番鯉渕秀雄君、ほか全員出席であります。

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和4年第3回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議員の皆様方にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、承認1件、令和4年度一般会計補正予算、令和3年度に係る決算認定などの議案22件、報告14件につきましてご説明申し上げます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより会議に入ります。

会議次第に従いまして会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

それでは、承認第5号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 承認第5号をご覧いただきたいと存じます。

承認第5号 専決処分第5号（城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等、所要の改正をしたものです。以上、承認第5号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、承認第5号説明資料1ページから6ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより承認第5号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この条例は専決処分できるのでしょうか。どのような要件で緊急性はあったのでしょうか、お聞きいたします。条例は議会に付すということなんですけれども、とにかく今のどのような要件で緊急性はあったのかをお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ご質問にお答えいたします。

緊急性というようなことですが、この10月1日からの施行、運用ということで、通常ですと9月議会なんです。今回、10月議会ということで施行の必要があるということで、条例の専決処分をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第39号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第39号をご覧いただきたいと存じます。

議案第39号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。医師住宅を普通財産にするため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、使用しなくなった医師住宅2棟を廃止するものです。

以上、議案第39号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第39号説明資料1ページの新旧対照表をご覧くださいたく存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第39号に対するご質問をお受けいたします。
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第40号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第40号をご覧くださいたく存じます。

議案第40号 城里町地域振興基金条例を廃止する条例についてであります。地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成のため、必要な経費に全てを充てたことから、町条例を廃止するものです。

以上、議案第40号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第40号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この福祉活動の促進、快適な生活環境の形成のためということなんですけれども、どのような経緯で設立して、どうして廃止になったのか経緯をお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

設立の経緯なんです。これは城里町じゃなく、当時、旧常北町において設置されたものでありまして、その当時の経緯についてはちょっと資料が今手元にはないんですが、合併後に城里町に引き継がれた基金で、福祉活動の促進、快適な生活環境の形成に資する事業の財源とする取崩し型の基金ということで、愛の定期便というのが平成28年度から財源として取崩しを行いました。基金の残高がゼロになったため、今回廃止するものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） どのような形で使われてきたのか。ただ、使ったからお金がなくなったから廃止というのではないんじゃないかと思うんですが、具体的な使用方法はどんなのだったのか教えてください。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） どのような形でということですが、合併後、あまり使ってなくて、愛の定期便で使って、それが今度愛の定期便とか、そういう福祉事業につきまして

は、地域福祉振興基金というのが別に総合的な基金としてありますので、そちらで対応したいということで、こちらは廃止したいということでございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第41号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第41号をご覧いただきたいと存じます。

議案第41号 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例についてであります。スポーツ及び芸術文化の振興のため必要な経費に全てを充てたことから、町条例を廃止するものです。

以上、議案第41号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第41号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この件についてもどのような経緯で設立して、廃止に至ったのか、経過を教えてください。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えいたします。

城里町スポーツ及び芸術振興基金でございますが、やはりこれも旧常北町において設置され、合併時に城里町に引き継がれた基金でございます。その後、合併後は利用としてはございませんでした。国体の準備基金として、国体実行委員会負担金として30年度に使用しまして、残金がなくなったものでございます。今後につきましては、総合施設基金ということで、そちらのほうで対応していきたいと思っております。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第42号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第42号をご覧ください。

議案第42号 城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例についてであります。令和元年度に家族旅行村施設の営繕に必要な経費に充て、当該基金の全部を処分しましたので、

今後については町の所有する公共施設の整備、更新、改修等、総合的な管理をするための城里町公共施設等総合管理基金で対応することから、町条例を廃止するものです。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第42号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 家族旅行村基金ということは、今使っていない。全部使ったということなんですけれども、特別に出したものだと思うんですね。これを今度総合整備基金のほうに移行するということなんですけれども、整備基金というよりも、家族旅行村基金というものにしていったほうがいいのではないのかなと思うんですけれども、これはどうしてこの家族旅行村基金というのをつくって、どうして廃止にしたのか、ちょっと詳しいことが知りたいと思っています。今、ふれあいの里でいろいろキャンプしたりとか、いろんなことをやったりしていますけれども、そういうことも兼ね合って、何でこういうのが必要なのか、必要でなくなったのか、そういうのがちょっと経過を知りたいなと思っています。お願いします。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

基金の財源なんですが、売上げ金からこちらに積みという形でやっていたんですが、今は指定管理者ということで売上げがこちらの収入に入っていないので、財源がないので、これは新しい総合管理基金のほうで対応するというので、今回廃止したいということでございます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（阿久津則男君） あとは事務局へ行ってお聞きください。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第43号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第43号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

城里町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会に議決を求めるものであります。

1、契約の目的といたしまして、令和3年度城里町環境センターストックヤード建設工事であります。

2、契約の金額は8,217万円、うち消費税747万円であります。

3、契約の相手方は、茨城県水戸市けやき台2-13-2、コスモ総合建設株式会社でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札において、令和4年9月22日に実施いたしました。

入札の結果につきましては、議案第43号説明資料のとおりでございます。

なお、工期のほうは令和5年3月20日までを予定しております。現在は仮契約中であり、議会の議決をいただいて、本契約となります。以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第43号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この価格が最低価格ですね、7,470万。最低価格ということで落札したんでしょうか。どういうことで落札しましたか、お聞きします。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 資料を見ていただくと分かるように、参加申込みは5社、そのうち3社が入札札を入れていただいたわけなんですけど、最低価格業者ということでコスモ総合建設株式会社が7,470万円という札の中で落札決定いたしました。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 最低価格はいいんですけども、このような工事請負、環境センターストックヤードとかという大きな建物なんですけれども、7,470万でいけるんでしょうかね。もしこれで足りなかったときに、また補正を組みましたというようなことがないでしょうか。ちょっと心配しています。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

一応できるか、できないかと言われますと、できるから会社が見積もりして入札した金額だとこちらは想定しておりますので、あと工事の内容の変更については、特に最初から決まっているものではないので、工事の進捗によって変更があるか、ないかということになると思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 進捗によってということなんですけれども、最初からある筋に聞きますと、これは、この金額では到底やれないというような、そういう話もちよっと耳にします。ですので、本当にこの金額で最後までいけるのかなと思っています。もしいけないようなときには変更というような形になると思うんですけども、その辺きちんこの金額で手抜きなくやっけていけるのかどうか確認をしていただきたいなという

ころです。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 例えば不測の事態で変更が出た場合でも、この契約案件に関しては議会承認が必要ですので、そのときは議会にかかるものと考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第44号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、議案第44号をご覧ください。

議案第44号 損害賠償額の決定及び和解についてでございますが、交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、事故発生日時、令和4年6月14日、8時頃でございます。

2、事故発生場所、城里町大字錫高野地内町道8-1075号線でございます。

相手方、城里町大字錫高野在住の方です。

和解条項についてですが、過失割合、町50%、相手方50%。

損害賠償金額については、1万2,500円。

3、示談成立後については、本件に関し一切異議申立て、請求を行わないこととしております。

事故の状況についてですが、相手方が自家用車で町道8-1075号線を走行していたところ、町道の穴があいている部分に乗り上げてしまい、左側前輪のタイヤがパンクした物損事故でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第44号に対する質問をお受けいたします。

ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第45号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第45号をご覧いただきたいと思っております。

議案第45号 城里町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。令和4年4月1日より、旧桂村の区域が過疎地域に指定されたことに伴いまして、旧桂村の地域を追加することで計画の変更が生じたことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

でございます。

詳細につきましては、別紙の計画書をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第45号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 過疎になった原因は何なんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 原因の詳細については、国のほうからも資料等がございますけれども、令和2年の10月1日に行われました国勢調査の結果により、過疎地域とみなすというような区域として旧桂村が該当になったものでございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 原因は何ですかとお聞きいたしました。国勢調査の結果で決まったということではなく、何で過疎になったんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、国のほうからこれが原因ですよというものが示されてございません。いろいろな要件の中に人口減少とかも含まれるとは思うんですけれども、そういうことではっきりとこれが原因です、世帯数が減ったのが原因ですというような原因はうちのほうにも報告がございませんので、資料もございませんので、申し訳ございませんが、あくまでも国勢調査の結果ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 原因は分からないということなんですけれども、この過疎になるのには様々な要件があるんだそうです。単なる人口減少だけではなく、何年間の間にどのぐらいの人口が少なくなったとか、そういうようなこともあって、あと、それから体制ですか、いろんな生活体系とかそういうものも含まれているんだと思うんですけれども、過疎になる前に、もう少しもっと何か対策をする必要があったんじゃないだろうかと思っております。過疎になったからということで、はい、じゃ、その対策をこれからということなんだと思うんですけれども、今後町はどのような対策を考えていくのか、ちょっとこのタブレットの中の本を読めば分かるのかなと思うんですけれども、これは冊子になるんですか。冊子になってますか。冊子になっているのであれば、ちょっと参考として見せていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

冊子には実際なっておりません。プリンターから打ち出して、出力することは可能でございますので、必要であれば、まちづくり戦略課のほうにお越しただいて、出力をさせていただきますと思います。

以上です。

○8番（藤咲美美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） この件につきましては、七会地区がもう既に過疎地域に指定されていたと。次いで桂地区が過疎地域に指定されたということで、私もよくこういった問題は分からないんですけれども、多分過疎になった場合、地域に指定された場合には、過疎債とか有利な借金ができるということで、その分を7割ぐらいが国から頂けるといふ部分があると思うんですね。したがって、今後桂地区、七会地区はもとよりですけれども、桂地区の様々な事業についても、この過疎債を使うことが多分できると思うんです。できる部分については、そういった有利なものをできるだけ使っていただいて、それで当町の負担が少ないような事業をできるだけ行っていただきたいなというふうに思っておりますので、この過疎地域って非常に聞こえが悪いんですけども、こういったものを有効に利用して事業のほうを行っていただきたいと思います。

以上。

○議長（阿久津則男君） 答弁は結構ですか。

○6番（加藤木直君） 結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第46号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） それでは、議案第46号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,027万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ107億893万2,000円とするものです。

第2条、地方債の補正であります。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金であります。既定額に286万8,000円を追加

するもので、個人住民税、減収補填特例交付金の確定によるものです。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に1,804万4,000円を追加するもので、普通交付税及び震災復興特別交付税の確定によるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に2,017万7,000円を追加するもので、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増によるものです。

2項国庫補助金であります。既定額に2億2,991万4,000円を追加するもので、主なものは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、子ども・子育て支援整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の増によるものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額に840万2,000円を追加するもので、主なものは、低所得子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金、農地利用効率化等支援交付金の増によるものです。

3項委託金であります。既定額に17万を追加するもので、主なものは、市町村事務処理特例交付金の確定によるものです。

20款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に8万4,000円を追加するもので、後期高齢者医療特別会計繰入金の増によるものです。

2項基金繰入金であります。既定額に1億6,428万2,000円を追加するもので、主なものは、財政調整基金繰入金、ふるさと水と土保全基金繰入金等の増によるものです。

21款繰越金、1項繰越金であります。既定額に2億9,568万4,000円を追加するもので、前年度繰越金の確定によるものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に191万7,000円を追加するもので、町民センター維持管理負担金等の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額から6,126万7,000円を減額するもので、合併特例事業債の確定による増、臨時財政対策債の確定による減によるものです。

続きまして、歳出であります。

1款議会費、1項議会費であります。既定額から496万円を減額するもので、人件費の減によるものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に2億2,413万1,000円を追加するもので、主なものは、庁舎管理及び町民センターの光熱水費、財政調整基金積立金、システム改修委託、議会用モニター購入等の増によるものです。

2項徴税费であります。既定額に89万を追加するもので、人件費の増によるものです。

3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額に242万円を追加するもので、人件費の増によるものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に1億2,777万8,000円を追加するもので、主なものは、国民健康保険特別会計繰出金の減、住民税非課税世帯及び家計急変世

帯給付金、地域介護・福祉空間整備等の補助金の増、介護保険特別会計繰出金の増によるものです。

2項児童福祉費であります。既定額に757万3,000円を追加するもので、主なものは、低所得子育て世帯生活応援特別給付金等の増によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に3,872万9,000円を追加するもので、主なものは、国民健康保険特別会計繰出金の減、ワクチン接種委託費、ワクチン集団接種協力金、国庫補助負担金返還金、福祉センター光熱水費等の増によるものです。

2項清掃費であります。既定額に891万3,000円を追加するもので、主なものは、衛生センター光熱水費の増によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に6,430万円を追加するもので、主なものは、農業資材高騰対応応援給付金、下水道事業会計補助等の増によるものです。

6款商工費、1項商工費であります。既定額に8,323万1,000円を追加するもので、主なものは、事業者等原油価格・物価高騰対策支援金、観光施設改修工事費の増によるものです。

7款土木費、1項土木管理費であります。既定額に414万円を追加するもので、人件費の増によるものです。

2項道路橋梁費であります。既定額に9,896万3,000円を追加するもので、主なものは、測量委託費、維持補修工事費、改良工事移転補償費等の増によるものです。

4項都市計画費であります。既定額に684万8,000円を追加するもので、人件費の減、下水道事業会計補助の増によるものです。

5項住宅費であります。既定額に298万8,000円を追加するもので、主なものは、住宅解体実施設計委託費等の増によるものです。

8款消防費、1項消防費であります。既定額から106万円を減額するもので、人件費の減によるものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から364万6,000円を減額するもので、人件費の減によるものです。

2項小学校費であります。既定額に682万8,000円を追加するもので、主なものは、施設の光熱水費の増によるものです。

3項中学校費であります。既定額に647万4,000円を追加するもので、主なものは、施設の光熱水費、大会出場補助等の増によるものです。

4項社会教育費であります。既定額に803万9,000円を追加するもので、主なものは、施設光熱水費の増によるものです。

5項保健体育費であります。既定額から230万4,000円を減額するもので、人件費の減、光熱水費の増によるものです。

4ページをご覧ください。

第2表、地方債補正であります。

変更につきましては、町道整備及びホロルの湯改修工事の合併特例事業債、臨時財政対策債の額確定に伴う補正により変更するものです。

以上が議案第46号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第2号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、6ページから26ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第46号に対するご質問をお受けいたします。

11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） まず、2款の企画費の中で地域おこし協力隊員起業支援補助金、これ、何に使うか内容を教えてください。

それともう一つ、5款の農業資材高騰対応応援給付金、これはどういう方が申請して、どういう形でもらえるのか、この内容を教えてください。

以上、2点。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 11番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊員の起業支援金の補助金100万円ということでございますが、昨年任期を満了しました坂本隊員が桂のほうに移住しておりまして、古民家の改修をしまして、そこで宿泊施設に変えるというようなことで、キッチンの改修ですとか、その他もろもろの改修費用というようなことで、上限が100万円と、企業を起こす場合には100万円、国のほうから出るというようなことでございますので、100万円上限いっぱい今回補正をさせていただきますものでございます。ご理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） もう一つあったね。

○11番（関 誠一郎君） 農業資材。

○議長（阿久津則男君） 農政課富江君。

○農業政策課長（富江一也君） ご質問にお答えいたします。

通し番号24番、農業資材高騰対応給付金交付事業でございますが、コロナ禍におけます原油価格・物価高騰の影響を受けた方の負担軽減を図るために、農業収入のある方に対しまして、1人当たり5万円の応援給付金の交付を行うものでございます。

以上でございます。

○11番（関 誠一郎君） どういう人が申請してもらえるのか。その基準というのはどういふものがあるか。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） 基本的に令和3年度分の所得税または住民税の申告をした個人で、農業収入のある者で、平成4年4月1日時点で交付申請書時も町内に住所を有しまして、かつ営農している者を対象としてございます。

以上でございます。

○11番（関 誠一郎君） はい、了解。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいま関議員さんのほうからも質問ありましたけれども、この地域おこし協力隊員の起業支援の交付金ですね。これは要綱ありますよね。結構です。

それと、これ、通し番号でよろしいですかね。予算の概要の4番、ホールの湯のところの防水改修工事なんですけれども、5,000万からのお金になってますけれども、これは屋根が経年劣化だということなんだけれども、損傷が激しくて、一部雨漏りも発生していると。雨漏りしているんだよね、もう既に。こういったものってほかの施設もそうだけれども、雨漏りする前に定期的なメンテナンスというのは、通常この庁舎でも、保健センターとかいろいろコミセンもありますけれども、そういったところってある程度5年から6年ぐらいで通常はメンテをやる。そうすると、雨漏りしないうちにある程度は防げらると思うんですよね。ある程度お金かかっても、そのほうが経費的には安いんじゃないかなというふうに思いますので、こういったものは計画的なメンテを行っていただきたいなと思いますので、これについても答弁をいただきたい。

それと、一括して、議長、言ってしまってよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） いいですよ。

○6番（加藤木 直君） まずこれが1点。

それと、通し番号13番、財務課ですね。医師住宅のこれは分筆登録事務業務ですけれども、分筆は200万近くかかるようになっているけれども、何のためにやるのかなというふうに思うんです。分筆の仕方ってどのように分筆するのか、これをお伺いしたい。

次に、通し番号14番、町民課、バス停留所の付近の防犯灯の設置事業ということなんですけれども、これ、町内の当然バス停留所付近の防犯ということなので、そういった事業ということなので、これは当然バスが通っている路線のところだと思うんですけれども、何か所ぐらいあるのか、またどの辺なのか、これもお伺いしたいと。

それから、長寿応援課、通し番号16番、地域介護・福祉空間の整備施設、整備した補助金交付事業ということなんですけれども、高齢者施設における防災と減災対策のための修理の修繕工事と。その補助ということなんですけれども、町内に幾つかの高齢者施設ございますけれども、これは公平に全て全施設に該当するのかどうかをお伺いをしたいと思います。もう既に決まっているのか、これをお伺いしたい。

次に、通し番号20番、健康保険課ですけれども、医療福祉事業ということで、令和3年

度の補助金確定による返還金、これ県の補助金だと思いますけれども、こういった補助金なのかお伺いをしたいということと、通常3年度の補助金の確定ということで、多分これ返還金ですから、多めに頂いて返すやつだと思うんですけども、通常だと5月末で会計のほうが開じるので、それまでには通常返すんじゃないかなと思うんですけども、これについても、目的、こういった補助金なのかと、あと時期的なものをお伺いしたいと。

次に、通し番号24番、先ほども関議員さんのほうからお伺いされた部分ですけれども、一部ダブるところもありますけれども、先ほど課長さんからの答弁に、農業収入、令和3年度の、今4年度ですから3年度ですね。3年の農業収入を申告されている方ということなんですけれども、当然要綱等ももうあると思うんですけども、農業収入申告されている方は一律に5万円というのは、ちょっとこれ見たとき、どうなのかなという、ちょっと乱暴かなと。例えば私なんかは反別は少ないのだけれども、私の10倍、例えば5町歩、6町歩、7町歩とつくっているような人と私では経費のかけ方が全然10倍も20倍も違うと思うんですよ。そのときに同じ給付金で果たしてどうなのかなというふうに思うので、例えば1ヘクタール未満は幾らとか、2ヘクタールから3ヘクタールは幾らとか、3ヘクタール以上は幾らとかというふうな、簡単に3本立てでもこういった形の中でちょっと工夫してやっていただいたほうがよかったのかなというふうには思っています。これについても今回だけじゃなくて、この原油価格・物価高騰の影響を受けたという部分なので、今回だけじゃないのかもしれないけれども、今後やる場合にはこういったことも考慮していただきたいなというふうに思います。これも課長のほうで答弁いただければと思います。

それから、27番の鍛冶屋沢の放牧場、これは漏水しているということで、この修繕を行うということなんですけれども、現在、各放牧場3つありますけれども、放牧場の入牧状況ですね、牛さんが何頭ぐらい入っているのかという放牧状況、現況を聞きたいです。

それと、この鍛冶屋沢、これは常北地区だと思うんですけども、ここは漏水しているということで、多分牛さん、もし入ってなければいいんですけども、入っていれば水はどうされているのかなと思って、入牧している牛の水は。そんなところもちょっとお伺いしたい。現況をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、都市建設課、29番から42番までありますけれども、今回追加補正で14事業ここに載せてございます。それで、一つ一つの内容等は聞きませんが、令和3年の繰越明許の事業が令和4年、本年度に来ているのが20事業ぐらいあると思うんですよ。そういったものの執行状況はどういうふうになっているのか、執行率は。本当にこの追加補正した部分がこんなにあって、できるんですかというのをざくばらんに課長にお伺いしたい。というのは、やはり職員さんもある程度の人数で業務を行ってます。それで、もう当初予算でてんこ盛り、しかもその後にもまた補正予算でこれだけ、しかも繰越明許もありますよというときに、職員さん、本当に自分も仕事が煩雑化して、ちゃんとした仕事ができるのかどうかというのが心配なんですよ。ですから、こういったものも追加補正ってど

ういうもので上げるんだというのをちゃんと、皆さんもう行政のプロですから、釈迦に説法で私が言うことじゃないけれども、そういうところもちょっと職員さんのこととか、それから、間違いなく繰越明許になるのを分かっているのは補正予算じゃないよ、これ。ですから、ちゃんとできるものを補正するならば、それを優先的にやらなければならないんじゃないですか、補正は。ですから、本当にこれできるのかどうか、ざっくばらんに課長にこれもお伺いしたいということです。

以上、9点かな、通し番号の若い順からひとつお願いします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 6番加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ホールの湯の屋上の防水の修繕というようなことで、定期的にメンテナンスをしていけば、大がかりな修繕にならないんでないかというご質問でございます。確かにおっしゃるとおりでございます。屋上防水も平場で日光が当たるといような条件もございまして、できれば定期的に10年程度で、一番上のトップコートと言いますけれども、そういうものを塗り直しとか等で修繕していけば、大がかりな修繕にはならないかというふうに考えてございます。今回はシートがめくれているといような部分もございまして、全面張り替えといようなことでお願いをするものでございます。今後他施設もそうでございますけれども、定期的なメンテナンスの費用をお願いしていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） それでは、番号の13番について、医師住宅の分筆登記業務でございますが、今回議会に提案されてます医師住宅を一般財産に変えるという条例でありまして、その中で医師住宅を将来にわたって整理するために、境界確定測量をやりたいということで、用地測量をかけないといけないので、周りが畑で大きい土地ですと、用地測量というのは全面積測るので、大きな金額になってしまう。それはやむを得ないということなんですが、医師住宅の土地の中に現在利用している現道という道路として使っている部分がありまして、処分するに当たって、それは道路として分けてあげないといけないかなということで分筆したいと考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいま課長から説明のあった現道って何ですか。現在道路ってこと。

○財務課長（雨宮忠芳君） そうです。生活道路として2軒以上の家庭が通るように道路

としての利用が見られるということです。医師住宅の敷地の外側なんですけど、敷地内ですけれども、フェンスで囲まれた外側を道路として使っていると。それが医師住宅と一体型の土地となっていますので、売却とか、何か将来処分するときには、その部分は道路として残してあげないと町民の方が通れなくなってしまうということです。現地視察に今回行かれると思うんですが、そのときに見ていただければ分かるので、よろしくお願いします。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。そうしますと、現在医師住宅として1筆になっているんだけど、そこは現在町民が通る道路なので、町道にする部分と、あとは医師住宅の部分にする部分を2つに分けるということによろしいですか。

○財務課長（雨宮忠芳君） はい。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

次、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） ご質問にお答えします。

通し番号14番、バス停留所付近防犯灯設置事業についてでありますけど、今回対象としている箇所は、常北地区の123号線沿いとなっております。事前に下見をしまして、暗いところ、14か所をピックアップしています。そのほかに6か所、ほかのところでもし要望があればということで、6か所分予備として取っております。合計20か所分となります、今回。

以上です。

○6番（加藤木 直君） はい、オーケーです。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○6番（加藤木 直君） はい。

○議長（阿久津則男君） 次、長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） ご質問にお答えいたします。

通し番号16番、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付事業についてですが、町内にあります高齢者施設に対しまして、スプリンクラー整備、防災のための改修、非常用自家発電、水害対策等の防災・減災に係る整備にかかる費用について補助するものでございます。今回、1事業所より申請がありましたため計上するものです。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これは当然この補助金交付要綱があると思うんですけど、ありますよね。そうすると、今のところ、申請があったということで、全施設対象になるわけではないということですね。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

全ての施設に一律に対象となるわけではなく、防災・減災等の整備の計画を立てていただきまして、申請があったものに対して県と協議しまして補助するものでございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、こういった整備補助事業があるということは、各施設では十二分にどこの施設でも分かっているということで、その中の例えば計画があって、整備事業をやるときには申請をもらうという、その何分の1かが補助されるということですよ。はい、分かりました。

次、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

20番、医療福祉費の返還金ということでございました。こちらの返還金でございますが、マル福の返還金でございます。実際、マル福というものは医療費でございますので、3月上旬にある程度概算で確定して、保険証自体は3月31日までお使いになる方いらっしゃいますので、医療費は当然翌月の10日に締めて、5月に確定するものでございますので、令和3年度中に補正をすることは不可能でございますので、毎年このような形で補正ということで精算をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、6月の補正でもなかなか間に合わないということで、通常であれば9月の補正が一番早いということ、例年そうですね。

○健康保険課長（飯村正則君） はい。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

次、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） ご質問にお答えいたします。

今回の通し番号24番、農業資材高騰対応応援給付金交付事業につきまして、一律5万円ではなく、耕作面積を3ブロック等に分けて支給したらどうかということでございますが、本事業を進めるに当たりまして、制度等の策定に当たりましては、確かに耕作面積等の話も出まして、協議を重ねました。しかしながら、規模に対する給付金の算出根拠が容易ではございませんで、根拠を明確に出せませんでしたので、規模に関係なく一律5万円という給付とさせていただいたところでございます。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、通し番号27番、鍛冶屋沢放牧場漏水修繕事業についてのご質問についてお答えいたします。

漏水はしているということで、使っているのか。現在の入牧状況はどうかというご

質問でございますが、現在、3牧場の現在の使用状況についてお話しさせていただきます。鍛冶屋沢放牧場で2件6頭、矢の目沢放牧場で1件4頭、小勝放牧場につきましては1件16頭ということで、現在使用しているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。24番のほうの給付交付事業ですけれども、これ当然要綱のほうはもう整備されてますよね。そういった考えもあったということなので、次回、もしこういった事業があった場合には、やはりそれに応じたような形で考えていただければ、多くつくっている方は、たったこれだけかというより多くもらえるので、それなりに支援できるんじゃないかなというふうに思います。

また、27番の鍛冶屋沢の件につきましては、放牧場はなかなか年間通じて、もう本当に飼養農家が少なくなってきたので、使用率は非常に低くなってきていると思います。私もたまに放牧場へ行ってますけれども、中には幾つかの牧区があって、その牧区を1つの牧区しか使っていないというようなところもあって、ほかの牧区については使っていないところは、もう既に山林化していると。それで、太い木が生えて、もう牧場としては使えないよというような場所もございます。こういったものはもう1年、2年でできないので、もう何十年もそういう状況で、そうしますと、そこを借りているところであれば、当然借り賃が発生して、毎年払っているわけなので、こういったところも今後飼養農家が急速に増えてきて、必要とするというようなことは非常に少ないと思うので、この辺のところの整理のほうも、現在の昔からやっておられる組合長さんがまだいるうちに、こういったものも地域の方とよくお話し合いをして、有利な方向で進めていただければというふうに思っております。

前にも私、一般質問でやったことがありますけれども、無駄なお金というのか、使っていないところは正直言って無駄なお金になってしまうと思うんだよね。ですから、その辺のところも今後早急に考えていただきたいなというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 都市建課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 通し番号の29番から42番までの土木費に関する事業の執行状況及び補正に関するご質問でございましたが、今回、追加補正している分でございますけれども、今話の中で事業がうまく進んでいるのか、また、進められるのかというお話もございました。その中で、ちょっと上からなんですけど、今回の追加補正について概略、簡単に説明しますが、ご指摘あった追加補正の分でございますけれども、工事請負費としては32番、33番、34番が該当するものと思っております。この中で、今回一番追加補正で数が多いのが、設計業務、調査業務となっております。例えば29番、30番で言いますと、30番でございますが、こちら町道の排水整備の測量設計を行うという440万の補正を入れ

てありますが……

○6番（加藤木 直君） 課長、個々のやつは結構です。

○都市建設課長（大津好男君） 業務委託に関しては、今回新規で載っている分については、地域との話がちょっと済みまして、分かりやすく言いますと、そこの石塚一本松という交差点がありますけれども、あそこの変則な交差点について、ちょっと地元、また地主さんとのお話が少し進みましたので、その部分の設計を急いでやる必要等もございまして、追加補正で今回入れております。

それと、毎年繰越明許等やっていて、大丈夫か、また執行率等についてのお話がありましたが、執行率については約80%執行しております。あと、ホームページにも出ておりますけれども、発注計画書に伴う発注についてはスケジュールどおり今のところ進んでおります。

また、課として事業を進める上で大丈夫なのかというお話がございましたが、グループ、2グループございますけれども、私を含め、両補佐含めながら、あと係長等も含めて、ワーク・バランス等も常に考えながら、グループをまたぎながらの調整をして、今対応しておるところで、今のところ、不具合までは出ておりません。今後についてもその状況を見ながら仕事を進めて、町の土木行政のほうの推進を図っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。これだけ繰越明許があつて、また補正を組んで、12月にまたどうなるか分からないけれども、私は間違いなく繰越しがあるんじゃないかなと。やり切れないよなというふうには思っています。そういった中で、職員さんも当然人間なので、私たちもよくおなかすいて食堂へ行っても、てんこ盛りのものを持ってこられて、食べる気にもならないじゃないですか、幾ら腹減っていても。それと一緒に、やっぱりなかなかあまりあり過ぎて、やる気が出てこない。そこそこ負荷をかけるのはいいんだけど、こういったふうにもう10以上の20事業の繰越明許が起きているような状況の中で、また新たに14事業。令和2年から3年にかけての決算の中でもできてなかった部分も都市建で1つありましたよね、そういったふうには。そういったものも後でお伺いしますけれども、こういったものもせつかく予算に上げたものが繰越しになったと。それを今度は新たな当初予算に入れなくてはならないじゃないですか。ですから、もしできないと分かっているんだったら、もう減額補正して、当初予算に入れたほうがいいんじゃないか、繰越しよりね。そういう気がします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○6番（加藤木 直君） はい。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番。

○8番（藤咲芙美子君） 私も何個かあります。上から言っていきます。ナンバー3、主要事業からね。ふれあいの里の冷蔵庫が66万入ってますかね。その冷蔵庫が町が買ったものなのかお聞きいたしますね。ふれあいの里というのは指定管理で運営しているんだと思うんですけども、指定管理の契約でそういう備品購入も買ってあげる契約なんですかね。これをちょっとお聞きいたしますね。

それから、ナンバー4、これは加藤木さんもお聞きいたしましたけれども、ホロルの湯の雨漏りなんですけれども、私はこのシートのめくれるものが全面張り替えするほどひどくなっているというようなことなんですけれども、これをやるならば、ホロルの2階の改修、フィットネスなどスポーツジムのようなストレッチをやっているんですけれども、あれを改修する前にもっと別なものをやるべきなんじゃないだろうかなと。この雨漏りのほうにやるべきだったんじゃないだろうかとちょっと疑問を抱いています。スポーツジムやるようなフィットネスの中は、リースもかかりますし、大変な事業だと思うんです。あの事業についてはちょっとまた後日改めてお話をしていきたいなと思うんですけれども、これをやる前にやっぱり雨漏りや屋上のほうをきちんとやっていただきたかったかなと思っています。

それから、ナンバー18、開放学級駐車場の整備事業なんですけれども、開放学級敷地なんですけれども、これ工事したばかりなんですよね。再工事するというのは前の工事が無駄だったということだったんでしょうか。前の工事が不要だったということであるならば、なぜこんなことになるのかお聞きしたいなと思っています。

それから、ナンバー20、医療福祉事業で、県の補助金があります。これはどういうことか、内容を詳しく説明をしていただきたいと思います。決算は5月末で決定しなければおかしいのではないのでしょうかということです。それでお聞きいたします。

それから、ナンバー45、バスの借り上げ料78万5,000円ですけれども、燃料高騰は分かるんですけれども、それにしても金額が大き過ぎるのではないかなと思っています。バスを1日割り切っても10万程度ではないんでしょうか。積算内容を知りたいと思います。

それから、ナンバー49、文化財保護事業補助金交付事業なんですけれども、これ、切断を行ったためとなっていますけれども、補助事業で事前の着工は認められないはずだと思いますけれども、ちゃんと条例にのっとってやっていただきたいなと思うんですけれども、この説明をお願いいたします。

それだけかな。この点、お答えください。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番藤咲議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ナンバー3のふれあいの里イベントホールの冷凍冷蔵庫の購入ということでございます。平成14年に開業しまして、もともと物産センターを建てたとき、この施設を建てたときからあったものでございます。そのようなことで、町の備品ということになってございます。修理ということもあったんですが、部品がなくて修理ができないというような状況もございます。また、今現在、ふれあいの里のほうでピザ等、大変人気がございますので、それらの食材を貯蔵しておくというところでございますので、今回補正をお願いをするものでございます。

次に、ナンバー4のホールの湯の屋上防水についてでございますが、フィットネスよりも先にやるべきではないかと。2階の改修よりも先にやるべきではないかというご指摘でございます。実際にフィットネス事業につきましては、開発公社の自主事業ということで、今現在行っております。2階の改修もそれほど大がかりな改修等は行っておりませんでした。それは別としまして、今回、以前からお話ししてありますように、お風呂の天井とかいろいろございますけれども、やはり屋上からの雨漏りを直して、その後に天井というようなことで、順番を取って修繕のほうを図っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） このナンバー3なんですけれども、ふれあいの里の冷蔵庫というのは利益を出すための道具と思われまして、指定管理者が準備するとも考えているんですけれども、道の駅や山桜とかは自前で備品整備を行っているんだと思うんです。基準はしっかりと明記すべきではないのかなとは思っているんですけれども、いかがなんでしょうか。こういう備品は一応事業の中でやっていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとこれをお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ちょっと資料がなくて大変申し訳ないんですが、例えば山桜の厨房ですとか、そういうものにつきましては町のほうで用意しまして、それらを貸し付けているというような状況にございます。今回、町の備品が壊れたものですから、それを改めて町のほうで購入するというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、その基本の契約書のほうにも町の施設の修繕、また備品の購入、修繕等も明記されておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 以前、昨年ですか、山桜ではエアコンの修繕を山桜でやったということでちょっと聞いていますけれども、これ数百万ぐらいかかってますけれども、町の入札逃れなんではないかなと話聞いていますけれども、ある分野では独自でやります、

ある分野では町でやりますというようなことではやっぱり整合性がないので、基準をきちんと決めるべきなんではないかなと思います。

それから、備品は本当に町のものだから何をやってもいい。どんなことしてもいい。そして、それで指定管理は全てやります。指定管理のお金は出します。町で出します。町の税金で全て出します。そして修理も全て出します。何をやってもいいです。どうぞやってくださいみたいな、そんな言い方に聞こえるんですけども、ちょっとこれ、少し考えていただきたいなと思います。そういう小さな備品とか、そういうものであれば、やっぱり自分たちの指定管理業者としての指定管理料をきちんと受けているわけですから、その指定管理料の中で運営していただけるような、そういうことはできないでしょうか。基準をきちんと決めていただければいいかなと思っています。このことについて答弁してください。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き8番藤咲議員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに山桜のエアコンについては緊急にどうしても直したいというようなお話でございまして、町のほうでも予算化するのに時間がかかるというような中で、話合いの中で会社のほうでお願いしますというようなことで行ってきたわけでございます。それ以外にホロルの湯等でもいろいろと修繕等が出てきてございます。緊急を要するものについては、お互い話合いの中で金額を超えてもお願いしている部分もございしますが、基本的に金額等の決め事もございますので、そうした中で修繕とか備品の購入は行ってきておりますので、今後もそのような形で引き続き行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） お言葉なんですけど、山桜で町で時間がかかってとかというようなことを今お聞きいたしましたけれども、そういうようなことであれば、遡ってでもきちんと町の財産のものだから、町で補助しますというような、そういうことでやってもらうこともあってもよかったんじゃないでしょうかと私は思っています。だから、そういう差別をしないでほしいという、そういう思いですね。

それで、あとナンバー4はそういうことで、ナンバー4、ホロルね、屋根はああいうフィットネスとか、そういうものよりも前にきちんとそちらのほうで修繕とかそういうものがないかどうか、町の財産というか、財源ですので、少ない財源の中から出していますので、優先順位などしっかりと考えながらやっていただければいいかなと思っています。

次、18番の答弁をお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、質問にお答えいたします。

通し番号18番、石塚開放学級駐車場整備事業でございますが、石塚開放学級につきましては、令和2年度、3年度と議会の皆さんに予算をお認めいただきながら整備を進めてきたところですけれども、今回の整備につきましては、その中でまだ開放学級の正面のロータリーの未舗装で砂利のところとか、あとは奥の旧石塚開放学級がありました。今まだそこは砂利になっているんですけれども、そういった砂利のところを舗装しまして、石塚小学校の保護者の方の利便性を向上させるために、奥のほうは駐車場として整備するために今回設計費のほうを計上したものでございます。ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この工事をやっていて、なぜ砂利にするときに駐車場にするからという目的できちんと舗装までしなかったんですか。少しずつ少しずつ、ちびりちびりと出して、そして補正に出して、少しずつ改善して行って、今度は下水を改善します。今度はここを改善しますと言って、次から次と補正を出していくという、このやり方には私は納得いきません。こういうことではやっぱり誰が責任取ってもらえるんですかね。責任の所在、はっきりしてほしいと思います。こういう工事が、前の工事が無駄だったようなやり方をして、次に新しく今度アスファルトにしますと言って、できるのかどうか。こんなやり方をやっぱり私はやってほしくないなと思っています。

常陸太田市は下水工事のやり直しで、市長をはじめ職員で責任を取っているということもあります。あり得ない話なんですよね。答弁をお願いします。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、引き続き質問にお答えしたいと思います。

今回の設計につきましては、今までの工事では実際に工事していなかった部分の要は未舗装の部分になりますので、保護者の方からも駐車場として整備してほしいという要望がありましたので、そこをきれいにするために、今回舗装するために、その設計費用を計上したものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） だからですよ。ただ、何でこういう砂利のものを舗装するのに、最初から駐車場にするからと砂利にして、そして砂利じゃなくて舗装にしなかったのかと、そういうことを私、申し上げてます。何でこういうことが起きるんでしょうね。こんなやり方はやっぱりどこかできちんと責任を取って、所在を明らかにしていただきたいなと思っています。こんなやり方はおかしいです。答弁してください。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 繰り返しになってしまいますけれども、一応今までの工事の中にはちょっと含まれてなかったところを整備するために設計費用を上げていると

しか私のほうからはちょっと誠に申し訳ないが、答えられませんので、それでご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（阿久津則男君） 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これはちょっと後でまた、後でというか、きちんと話をしなければならないんじゃないかなと思うんですけども、これはちょっと黙って放っておくことはできません。あり得ない話なんです。その件については何遍質問しても同じ答弁になっているんですけども、きちんと責任所在、はっきりしてください。こういう工事は前の工事が不必要だったというようなことがないように、責任はきちんと取ってほしいなと思います。こんなやり方納得できませんよ。これはまた後で少し話をしていきますので。

ナンバー20、答弁をお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、答弁にお答えいたします。

先ほど加藤木議員さんにご説明した内容とかぶってしまうんですけども、まず、この補助金返還金でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、マル福の医療費の返還分でございます。こちら、事務の流れ上、3月までに年内分を見込んで補助金額を概算で請求いたします。その結果、実際に町民の方が病院にかかるのは3月31日までかかる方、いらっしゃいますので、ここから先、事務の流れになってしまいますが、そのかかった人の費用を請求するために、病院側では4月10日までにレセプトを国保連、後期高齢者連合及び社会保険支払基金に出すこととなります。その結果、こちらの各保険の会社ですね、こちら5月末までに額を確定して、その結果、翌年度精算するということになっております。資金収支の関係上、やはり年度末までに使う金額より若干多めに入れておくほうが町民の方にご迷惑をおかけしませんので、資金がなくて保険料が払えないということはございませんので、若干毎年返還が発生するような内容になってございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 再度加藤木議員さんと同じ答弁だということなんですけれども、相手先は県ということですね。分かりました。

じゃ、次に、ナンバー45、バス借り上げ料についてお伺いいたします。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 通し番号45番のご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、常北中学校の部活動の生徒がすばらしい成績を収めましたので、想定よりも多くの部活動が地区大会から中央地区大会へ進出したということで、バスの借り上げにつきまいて、追加の補正ということを行わせていただいたということです。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 確かに生徒たちの部活の活躍は目覚ましいもので、私たちも敬意を表すところがございますけれども、燃料の高騰というのは分かるんですけれども、それにしてもちょっと金額が大き過ぎるなと思うんですけれども、これは1日借り切って10万程度ではないかと思うんですけれども、これはちょっと詳細分ければ教えていただけますでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 引き続きお答えいたします。

大型バスを10台、中型バスを3台、小型バスを1台ということで、場所としましては大洗町から小美玉市と茨城町等にバスを手配することとなることになっております。こちらにつきましては、各部活なんですけれども、ほとんど全ての部活が常北中では中央地区に行っているということになっております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） かなり大型10台というのはかかるかと思えますけれども、これ、積算内容をちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。後でも結構です。

〔「議長、この案件までやっていたら時間が進行できないですよ。だから、この借り上げの内容なんかもう本当に事前に藤咲議員が調べとくべきだろうよ。ここで尋ねていて、それだったら自分で行って調べて、その明細を見せてもらうようにしたらいいんじゃないですかね。ここで我々、大まかなやっぱり進行を考えると、こういったことでずっと時間を取るということはいかがなものかと思うんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子議員、どうでしょうか。詳細については事務局で個人的に聞くということで。

○8番（藤咲芙美子君） そうですね。分かりました。

○議長（阿久津則男君） あとは49番でしたか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（阿久津則男君） 49番、局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 49番のご質問なんですけれども、こちらは町指定が平成7年に指定されている天然記念物の紅葉でありますけれども、こちらが枝が枯れて、歩道並びに車道に落ちているということで相談がございました。夏場の頃なんですけれども、どうしても台風の時期の前にはその部分を切断したいということで、ご相談がありました。そのため、緊急に町の文化財保護審議会を書面にて持ち回りになるんですけれども、開催しまして、審議会のほうで了承を得て、切断しておるという事業なんですけれども、あくまでもこちらにつきましては個人が発注するというので、切断しておるような状況です。それに対して町のほうで審議会の承認を得て交付するような形になってくる事業であります。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 8番の七会町民センター水道使用料の8番なんですけれども、平年よりも厳しい暑さが続いたことにより、維持管理にかかる費用が増えたということで、56万9,000円ということなんですけど、これだけの金額というのは、水道としてはどのぐらいあるものなんでしょうか。何トンぐらいの量になりますか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、ちょっと手元に資料はあるんですが、トータルの集計がちょっとされてないものですから、後ほど集計をしてご提出をしたいと思います。大変申し訳ございませんけれども、昨年、令和3年度の実績を申し上げますと、月平均370トンから、夏場の多いときで450トンぐらいを毎月まいているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） はい、分かりました。これ、どこにまいてというか、何に使ったんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 水道につきましては、主にグラウンドでございますけれども、水戸ホーリーホックのほうの浴槽、お風呂等で使ったものについては、これの中には含まれてはおるんですけれども、水戸ホーリーホックのほうに請求をしまして、その使用分については頂いております。あの施設全体の水道の使用料ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

次に、もう一つお伺いしたいんですが、17番と19番なんですけど、低所得世帯に対しての、17番は電気・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金ということで、この件と、あと19番の低所得の子育て世帯生活応援特別給付金の支給事業、この趣旨を教えてくださいと思います。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、通し番号17番、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業でございますが、こちらにつきましては、この給付金につきましては、令和4年9月9日に政府で開催

されました物価・賃金・生活総合対策本部におきまして、いわゆる電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得者世帯、いわゆる住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり5万円を支給するものでございます。城里町につきましては、対象見込みとしまして大体2,360世帯を予定をしております。

続きまして、通し番号19番、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業でございますが、こちらにつきましては、茨城県のほうで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、ほかの事業で、やはり新型コロナウイルス感染症に影響が長期化する中で、食品などの物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯、ひとり親世帯のほうは県で行ってますので、いわゆるひとり親世帯以外の世帯を見舞う観点から、対象児童当たり5万円の給付金を支給するものでございます。こちらにつきましては、対象につきましては18歳以下の児童を養育する住民税非課税の子育て世帯に対しまして、一応うちの町につきましては、対象見込み110人を想定してございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） はい、ありがとうございます。この低所得世帯というのは総額どのぐらいの総額になるんでしょうか、対象者の総額。収入の総額と言うんですかね。

○議長（阿久津則男君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 今のご質問にお答えします。

低所得世帯の総額は、ひとり親、2人親、世帯の数とか、その人の所得、収入状況によってそれぞれ違いますので、ここで一概に幾らですということはちょっとなかなかできませんので、そこはご理解願いたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） はい、分かりました。

そうしましたら、この17番のほうは1世帯ということで、該当者に全員対象になるわけですけれども、この19番のほうの低所得の子育て世帯の中でひとり親世帯を除くとあるんですけれども、ひとり親世帯のほうは物価高騰なんかは本当に厳しく感じるんじゃないかなと思うんですけれども、この省くという意味はどういうことでしょうか。省くじゃない、除く。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 質疑にお答えします。

ちょっと私の説明が不足して誠に申し訳なかったんですが、ひとり親世帯のほうは、うちの町は町村で、資料がありませんので、福祉事務所が設置されておられませんので、ひとり親のほうは県のほうで支給を行うこととございます。ですから、町内も2人親のほうは町でお支払いをして、ひとり親は福祉事務所がないので、県のほうで支給してもらえということで、そういった不利益はございませんので、ご理解をよろしく願います。

○5番（桜井和子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は14番小坪 孝さんの質問から入ります。

午前11時56分休憩

午後 1時03分再開

○議長（阿久津則男君） 会議を再開いたします。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 先ほど午前中、5番桜井議員からナンバー8について、アツマーレの町民センターの水道料ということでご質問をいただきました。戻りまして内容を確認しましたところ、庁舎の水道使用料の中でホーリーホックがお風呂に使っている部分の水道の使用量が今年については、昨年から見ても月平均で約50トン、また4月については90トン近く多く水道のほうを使用してございました。昨年も年度末で若干やりくりをしてお金のほうを支払えたんですけども、今年度につきましては若干の金額も大きくなるということで、この場で補正をさせていただいたところでございます。

なお、あくまでもホーリーホックの使用料でございますので、町のほうからその金額についてはホーリーホックのほうに請求をして、ちゃんと戻ってきますので、町のほうで使っている水道料金についてはさほど昨年と変わらないということでご理解をいただきたいと思っております。

それともう1点なんですが、グラウンドの芝の散水につきましては、アツマーレの入り口から300メートルぐらい先の左側、藤井川の旧河川敷に以前、中学校のプール用の井戸として約100トンぐらい水がためられる井戸がございます。その水を利用してグラウンドのほうは散水してございますので、その2点、改めさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 桜井議員、よろしいですか。

○5番（桜井和子君） はい、ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） いいですか。

それでは質問を続けてまいります。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 教育委員会のほうにちょっとお尋ねしたいんですけども、教育費のほうで補助金、負担金、部活動大会出場費の補助金の90万円、これを詳細にちょっと説明してください。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 小坪議員さんのほうからのご質問で、90万円とい

うことなんですけれども、こちらにつきましては常北中学校の吹奏楽部が東日本大会、あと関東大会のほうに出場を決定しまして、そちらのほうの大会に参加するというので補正を行っております。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） そうしますと、人数は多いと思うんですけれども、これ、基準で1人幾らぐらいの補助金を出しているんですか。やはり人数割でいけば1人幾らぐらいの補助金、これは旅費なのか、交通費なのか、そこら辺も詳細に説明してください。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 続きまして、引き続きご質問にお答えいたします。

こちらのほうは大会のほうで、申し訳ございません、部員が13名ということなんですけれども、そちらのほうでこちらのほうから大会会場までの費用ということで90万円を計上しているということです。

○14番（小坪 孝君） 費用というのは何に使われてますかね。費用の詳細について。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 引き続きお答えいたします。

詳細につきましては資料を持ち合わせておりませんので、詳細な資料はすぐ用意いたしますので、すみませんけれども、この場で答えできませんので、すみません。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 局長ね、非常に残念だなと思うのよ。町の議会の全員協議会の中でそういう説明をできないような案件をここに出しているんだから、何とか説明して、きちっと1人頭幾ら補助金出して、これはバス代なんですか、旅館代なんですか、どうなんですか。そこら辺ちょっときちんと答えてください。詳細が出ないと分からないなんていう話じゃなくて。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 引き続きお答えいたします。

詳細な資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 局長、それが残念だと言っているんですけれども、非常に私も議員歴が長いものですから、昔サッカーで全国大会に行くとき、町こぞってコミセンで壮行会やったんですよ、全国的へ行くというときに。そのときに金を出してあげられなかった。そういう形で先ほどの基金条例も、お金と、やっぱり応援しようという体制で基金条例をつくったんですけども、今度は廃止するみたいだから、これ夏休み明けで全国大会へ行っていたときには、費用が、こういう9月か12月じゃないと議会開けないから、そういう形で基金をつくっていたんですけども、そういうのを廃止するみたいだし、残念だなと思います。ありがとう。

○議長（阿久津則男君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 先ほどちょっと漏れてしまったんですけども、先ほど藤咲議員が質問していました開放学級、要するに18番なんですけれども、石塚開放学級の外構ですよね、これね。52万8,000円の予算計上がありますが、先ほど藤咲議員が言うように、去年外構工事で900万予算計上しておいて、挙句の果てにあの芝生、私も現場見てきたけれども、非常にひどい。今水がたまって芝が枯れるというような状態。そういう中で今回どのような工事をするのか内容を教えていただきたい。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、質問にお答えいたします。

今回の設計費用につきましては、まず石塚開放学級の進入路ですね、今の未舗装路の砂利のところがあると思うんですけども、そのロータリーのところの舗装と、あと奥の未整地のところを舗装をしまして、それで石塚小学校の保護者の方が、あそこ送迎によく使ってますので、それで車を止められるように駐車場として整備するものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） そうしますと、去年工事が完了して、どういう検査だか分かんないけれどもやったみたいで、あの芝生が非常におかしい芝生だったんですよ。芝生をつくるのであれば、きちんとそれ内の水勾配をつくった中で仕上げて、芝生の工事が完了するわけでありましたが、本当に私も何人かの議員で見ましたけれども、ずさん。よくあれで仕事が検査が通ったなということではありますが、その芝生に関して課長としてどのような感じを受けているのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続きご質問にお答えしたいと思います。

芝生につきましては、たしか私も現場見まして、もう既に枯れてところがありましたので、そこにつきましては、発注しました業者のほうにすぐ電話しまして、張り替えるよう指示のほうをお願いしてございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 張り替えを指示したということは張り替えは終わったんですね、じゃ。いつ指示したの。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続きご質問にお答えしたいと思います。

先週指示しましたので、一応張り替えしますと先週指示しました。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 去年の6月に開放学級の開所式をやって、私、行きましたけれども、去年の6月の問題ですよ。それから間もなくあの芝生の問題を何人かで見に行きましたけれども、そのときに早急に対応するのが行政の在り方でしょうよ。今頃まで放置しておいて、それでまたやり直しを発注したばかりだ。あまりにもずさん。ほかの何年か前ありましたけれども、公共工事ですんなり工事があって、その工事のやり直しは元請した請け負った業者がやり直した前例があるんですよ。これを今頃結局やり直し。どういうふうにやり直しするんですか、再度お伺いします。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続きご質疑にお答えします。

たしか昨年竣工したときにはまだ芝生は張っておりませんでしたので、芝を張ったのは今年の3月になります。3月に芝を張りまして、最近ちょっと芝の生育が悪くなっているところがありましたので、そこは一応業者との間の調整では、その枯れているところを全部はがして、そこを芝を張り替えるということで指示をしております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 何か意味分からないけれども、じゃ、今度はきれいになるわけですね。平らに水勾配も取っての芝生になるわけですね。今回結局ロータリーにしても、奥にしても、碎石の部分のアスファルトにするということであれば、あの芝生はやはり縁石か何か回さなくてはおかしいでしょう、あのままでは。そういう総合的な予算の取り方をしなければ、今回みたいに竣工したばかりでまた追加で設計費出して、工事費を出す。これは場当たりで予算計上しているしかあり得ない。もう少し総合的に計画してくださいよ。いや、もう一つの学童等を統合するために舗装にして、駐車場にいっぱい止められるようにするのであれば大歓迎ですけども、総合的に、場当たりじゃなくてやってくださいよ。去年終わったところをまた工事だよ。設計費やって工事をするなんてあまりにもずさん。十分注意して、今後、全体的にもそうですけれども、予算の使い方、工事の仕方を組んでいただきたいと思います。いいです、結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） ナンバーで言いますと10番、それから15番、23番、43番、44番、46、47、48、50、これだけの公共施設の中で、これ同じ文言なんですよ、書かれていることはね。電気代が高くなってしまふよということなんです。ちょっと10番のところ、担当の総務課長のところですが、読んでみますが、本庁舎において、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基

本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行うというね、これ全部同じ文言が今言ったナンバーを打ったところには書かれています。

質問をいたします。まず、最終保障契約というのはどういうことなのか、これをちょっと説明していただきたいなと思うんですよ。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最終保障契約でございますが、最終保障供給契約と申しまして、これまで小売事業者、電気事業者と契約していた契約が結ばなくなった、あるいは倒産してしまったということで、電気の供給が難しくなった場合に、東京電力パワーグリッド株式会社さんと暫定的に電気の供給契約が結べるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） そうすると、今まで城里町役場はどこと契約していたんですか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 引き続きお答えいたします。

施設によりまして異なっていたんですが、代表的なものを申しますと、役場庁舎ほか下水道や環境センター各施設については、東京電力のエナジーパートナー株式会社さんでございます。水道施設に関しましては、株式会社シナジアパワーさん、こういった新電力会社等と結んでいた契約がございます。また教育施設については、こちらも庁舎と同じですが、東京電力のエナジーパートナー株式会社さんと契約を結んでおりました。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） ありがとうございます。そうすると、東京電力のエナジーパートナーと、それからシナジアパワーと、これらと契約をしていたと言うんですが、そうすると、このエナジーパートナー、それからシナジアパートナーと契約できなくなったということですか。その理由というのは何なんですかね。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 契約できなかった理由でございますけれども、新しい電気小売事業者、従来大手ですと自前で発電所を持っているんですが、新電力会社さんですと、その発電の余ったものを供給してもらって、安くこれまでは契約できたところがございました。ただ、こういった電力の不足によりまして、電気料金がかかなり上がっている。また、世界的な情勢で、火力発電の原料となります化石燃料とか液体天然ガス、こういった供給不足で電気料が上がっている。こういう中で、新電力については供給できるものがなくなっているというようなことで契約ができなくなっている状況でございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） はい、ありがとうございます。そうすると、今までは比較的安価に契約できていた新電力とエネルギー事情などによって契約ができなくなったということですね。それで、その最終保障供給契約というのほどことするわけですか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 現時点では東京電力のパワーグリッド株式会社と電気最終保障供給契約を結んでおります。ただ、こちらについてもなるべく速やかに新たな小売電気事業者と契約を結ぶようにというようなことでは要請をされているところでございます。

ただ、これも答弁矛盾するかもしれないんですが、契約期間を暫定的に結んで、その契約満了後も東京電力パワーグリッド株式会社さんとは契約を継続することは可能ではあるというような返答はいただいているところでございます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） はい、ありがとうございます。そうすると、新電力が電気を供給できなくなったんで、それで最後の手段として、その東電のほうの売電会社ですか、その言っている価格で買わなければならないというふうに理解していいんですかね。

そうすると、最後の質問なんですけど、何倍ぐらいになってしまったんですかね、これ。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） おおむねですけれども、1.5倍から1.6倍というような状況でございます。近隣市町村でも同じような状況でございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） はい、ありがとうございます。非常に厳しい状況なので、大きな会社のそういったのをのまなければならないのかもしれないんですけども、私から素人の考えなんですけど、東京電力の子会社でしょう、前の新電力は。別会社ですか、これ。子会社、別会社。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 当初契約していたのは子会社でございまして、現在は東京電力の別会社というようなことでございます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 最後にしますが、説明ありがとうございました。非常に我々消費者というかね、官公庁であったとしても、それは電気とかに関しては弱い立場だなというのをつくづく感じました。よければ新電力を使って安くしておいて、最終的に困ったら東電が全部面倒見るけれども、値段は上げるよというようなことですよ。

ということで、ちょっと私があればあれなのは、子会社で新会社になって、別会社なんだろう

けれども、同じ東電じゃないですか、これ、元をただせば。何かこう、お金の流れから言うと、大きなところへ吸い寄せられているのじゃないかなという気がしますよね。燃料事情がよくなって、また新電力と契約できるようになって、なるべく早く安い電力を使って行政が行われるようにしていただきたいと思ひまして、質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 概要のほうじゃなくて、事項別明細書のほうでお伺いをしたいと思うんですけども、歳入のほうの12款地方交付税、1節地方交付税の説明の欄、普通交付税、ここに減額で2,664万2,000円という減額が入っておりますけれども、この減額の理由は何なのかをまず1点お伺いします。

2点目が、20款繰入金、1目1節の財政調整基金繰入金1億6,378万1,000円、これは主に何の事業に使われるのかということをお伺いします。

それから、あともう一つ、同じ内容でさっきの概要のほうの12番になるんですかね。財政調整基金の積立金1億9,790万という金額が入っているんですけども、この繰入れと積立てというところをちょっと教えていただきたいと思ひます。それと金額の根拠は、なぜこの金額が入っているんでしょうかということ。

それから、3点目、23款町債、3目3節臨時財政対策費、これがマイナスで1億3,786万7,000円が減額されておりますけれども、この理由と、当初予算との比較を教えてくださいたいと思ひます。

それから、4点目、歳出、これは17ページかと思うんですけども、6款商工費、4目の観光施設費の中の12節委託料136万6,000円。ここの中には設計監理委託115万5,000円。それで、あともう一つがトレーニング機器運搬委託費21万1,000円とありますけれども、このトレーニング機器のほうの21万1,000円のほう、このトレーニング機器というのはどこからどこへ運んで、何を何台運ぶのかというのを教えていただければと思ひます。

以上、5点お願いします。

○議長（阿久津則男君） 財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） まず初めに、事項別明細書の12款地方交付税ということでございましたが、これは令和4年度に交付税の算出基準というのを提出しまして、そこから算出された国からの4年度の交付税が確定したということで、これは税収が上がったりして町の財源ができたということで減額になっております。

続きまして、財政調整基金繰入金……積立金ですね。

○7番（猿田正純君） 繰入金のほうと、あと概要の12番にある積立金。

○財務課長（雨宮忠芳君） 失礼しました。まず、積立金については、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、繰越金の半分を積み立てしなさいということで決まっております。

す。ですので、今回3億9,500万というのが繰越しでありますので、その半分ということで、1億9,790万を積み立てしているものでございます。財政調整基金の取崩しについては、一般財源の不足分をこれで取り崩して調整しているものでございます。

○7番（猿田正純君） どのような事業ですか。

○財務課長（雨宮忠芳君） 中身については、ここで言う一般財源と言われるものになってまして、その中に充ててございます。

○7番（猿田正純君） 一般財源ということは、いっぱい内容があるわけですね。

○財務課長（雨宮忠芳君） はい。この中身についてはちょっと今細かくいっぱいあるものですから、ここに一般財源と載ってるものの中で組み入れさせてもらって、不足分として組み入れられています。

○7番（猿田正純君） 主なもの後で教えていただければ

○財務課長（雨宮忠芳君） はい、分かりました。積立てと差引き、繰り出し等を入れますと3,000万ぐらいのプラス積立てをしているという形になっております。

あと、すいません。もう一回お願いできますか。

○7番（猿田正純君） 23款の町債の臨時財政対策債という

○財務課長（雨宮忠芳君） はい、すみません。23款の臨財債なんですが、当初予算が2億1,500万円に対して確定しました額が1億3,786万7,000円ということで、当初が多く見込んでいたということで、その差額を戻したということです。当初の見込みが大きかったということです。

以上です。

○7番（猿田正純君） あと、観光施設費の委託料のトレーニング機器、何をどこに運ぶのというのを。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、品物ですけれども、ランニングマシン3台でございます。相手方もいることですので、詳しくは申し上げられる部分と申し上げられない部分があるんですけども、水戸市のほうから使用して三、四年の機械なんですけれども、高価なもので、それが要らなくなったと、使用しなくなったということでございますので、それをアツマーレと、また町のほうで寄附を受けるということになっていきますので、あとホロルの湯のほうにそれぞれ分けて設置をさせていただくということで、トレーニングマシン3台の水戸市からの運搬費でございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） すみません、分かりました。これ3台は、じゃ、あくまで寄附ということで、どっちが2台になるんですか。

○議長（阿久津則男君） 小林課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 置く場所等も今検討しておりまして、その分け方についてはもうしばらく利用の形態もございますので、検討させていただきます。すみません。

○議長（阿久津則男君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） じゃ、もう1点、先ほど桜井議員もちょっと質問をしました2款総務費の10目町民センターの10節の需用費、光熱水費333万4,000円なんですけれども、これ、今年の金額というのは幾らか分かりますか。それを教えてもらえますか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、昨年度ですね、ちょっと手持ちがございませんので、後ほどちょっと調べさせていただいてあれしたいと思います。すみません。

○7番（猿田正純君） すみません、ありがとう。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

進行でよろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第47号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第47号 令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,505万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ22億8,861万2,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

4款1項県補助金であります。既定額に59万7,000円を追加するものです。主に新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当でございます。

6款1項他会計繰入金であります。既定額から726万円を減額するものです。人事異動による給与費等繰入金であります。

7款繰越金、1項繰越金であります。既定額に2,172万1,000円を追加するものです。前年度の繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から709万5,000円を減額するものがあります。主に人事異動による人件費の減であります。

2 款保険給付費、6 項傷病手当であります。既定額に43万2,000円を追加するものです。新型コロナ感染者への傷病手当金でございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金であります。既定額に2,172万1,000円を追加するものです。前年度繰越金を今後の緊急的な支払いに備え、積み立てるものであります。

以上、令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては、3 ページから9 ページの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、11ページをご覧ください。

令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,475万7,000円とするものであります。

12ページをご覧ください。

1 表、歳入歳出予算補正であります。

まず歳入についてご説明いたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から131万円を減額するものがございます。主に人事異動による人件費の減であります。

4 款繰越金、1 項繰越金であります。既定額に1万5,000円を追加するものであります。前年度の繰越金であります。

続いて、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費であります。既定額から216万6,000円を減額するものです。人事異動による人件費等を減額し、沢山歯科診療所のトイレ修繕費等の物件費を追加するものがございます。

2 款1 項医業費であります。既定額に87万1,000円を追加するものです。沢山歯科診療室の歯科ユニットの仕様変更による増と、歯科ハンドピース購入費でございます。

以上、令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第1号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては、13ページから19ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第47号に対する質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第48号を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第48号 令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ85万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,984万6,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

3款1項他会計繰入金であります。既定額に76万7,000円を追加するものであります。事務費繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金であります。既定額に8万4,000円を追加するものでございます。前年度の繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金であります。既定額に76万7,000円を追加するものです。令和3年度保険料等負担金精算分であります。

2項繰出金であります。既定額に8万4,000円を追加するものです。前年度の事業費確定による一般会計への繰出金であります。

以上、令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては、3ページから5ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより議案第48号に対するご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第49号を議題といたします。
執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第49号 令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,346万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億2,708万3,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、既定額に125万5,000円を追加するものです。人事異動による人件費の増に伴う包括的支援事業費交付金の増によるものです。

5 款県支出金、2 項県補助金、既定額に60万5,000円を追加するものです。人事異動による人件費の増に伴う包括的支援事業費交付金の増によるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、既定額に349万9,000円を追加するものです。人事異動による職員給与費の増によるものです。

同じく3 項介護サービス事業勘定繰入金、既定額に98万6,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定繰越金の確定による繰入金の増です。

8 款1 項繰越金、既定額に1 億1,711万6,000円を追加するものです。前年度の繰越金の確定によるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

続いて、歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定額に293万8,000円を追加するものです。主なものは人事異動に伴う人件費の増によるものです。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、既定額に413万2,000円を追加するものです。人事異動に伴う人件費の増によるものです。

5 款1 項基金積立金、既定額に1 億1,417万8,000円を追加するものです。令和3年度繰越金を緊急的な支払いに備えるため積立てをするものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、既定額に221万3,000円を追加するものです。令和3年度介護保険料の過誤納還付金及び遡及更正分還付金になります。

以上、令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては、4 ページから11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）について

ご説明申し上げます。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ98万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ609万1,000円とするものです。

14ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

2款1項繰越金、既定額に98万6,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定によるものでございます。

続いて、歳出です。

2款諸支出金、1項繰出金、既定額に98万6,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定により、介護保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上、令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、15ページから16ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

また、主な事業は予算の概要にございますので、ご覧ください。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第49号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） 予算の概要の中の2番目に、3年度の保険料の誤納があるということなんですけれども、220万ね。この内容について説明をしてください。お願いします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

介護保険料の過誤納金及び遡及更正分の保険料の返還を行うための補正ですが、内容的には令和3年度の介護保険料で、亡くなったり税の更正があったりとかして保険料の変更があった際の還付が令和3年度中に行えなかった分を今年度予算に計上しまして、還付を行うものでございます。

内容としましては、年金から天引きしている特別徴収分が約148万6,000円、納付書で納めていただいている普通徴収分が30万5,000円となっております。人数的には合計で大体170名となっております。失礼いたします。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、亡くなっている方とかが納めていたということなんですけれども、残された方が納めていたんでしょうけども。これ、3年度の分を、こういったことってよく起こり得ることなんですかね。もう常にあることですか、これは。こういうことを防ぐというようなことは対策としてはできるんでしょうか、お伺いします。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

亡くなった方の場合に、特別徴収とかを行っている方は、死亡した後に確定して返還を行うわけですが、年金事務所のほうから亡くなった方の分の確定しましたという通知が大体半年ぐらいかかってからこちらに届くので、それが決まりましてから返還という形になりますので、少し遅れる場合があります。ただ今回、令和3年度は少し事務手続が遅れておりまして、今後はこのようなことがないように早めに進めていきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） ほとんどの方が介護保険料というのは納めていると思うんですけども、亡くなったら、当然町民課のほうに通知があると思うんですよ。そうしますと、そういったものを毎月掌握していれば、こういったことはなくなるんじゃないかなと思うんですけども、対策としてはこれはもっともっと早くなるようなことってできないですかね。この過誤納については。できますか。どうでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

年金事務所等から通知が来まして、なるべく早く手続を済ませていけば、もう少し数も減っていくと思いますので、今後は迅速に手続を行っていきたいと思います。

また、口座振替をしている方ばかりとは限りませんので、口座を問合せしたり、また何の返事もない場合の方も結構おりますので、それで、その分は遅れていく形となりますが、そちらのほうも何回も通知を出したりとかして進めていきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） できる得る限りことで、もしこういったものが少しでも防げるということであれば努力をしていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第50号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 議案第50号 令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）をご覧ください。

議案第50号 令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則で、第2条からご説明いたします。

第2条、令和4年度城里町水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

補正の内容につきましては、収入については、既決予定額に第1款水道事業収益、第1項営業収益、2目受託工事収益に2,300万円を追加し、収入の予定額7億2,172万1,000円とするものです。下水道課分、都市建設課よりの委託工事負担金でございます。

支出につきましては、既決予定額に6,800万円を追加するとともに、支出の科目内予定額を補正し、支出の予定額7億6,672万1,000円とするものです。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費4,390万円の増であります。修繕費110万円を減額し、動力費4,500万円を追加するものです。

また、3目受託工事費に2,300万円を追加し、4目総係費を人事異動に伴い、人件費110万円を追加するものです。

第3条、債務負担行為の補正であります。令和5年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じるものについて、令和4年度中に契約締結の事務を行わなければならないため、2件の債務負担行為を設定するものです。水道料金等徴収事務業務及び検針料金滞納会計システムの賃借料、それぞれ長期5年契約を予定しておりまして、こちらの限度額について債務負担行為を設定するものでございます。

以上、議案第50号について説明申し上げました。

詳細につきましては、4ページから8ページの補正予算実施計画、実施計画明細書、給与費明細書、債務負担行為補正をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第50号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第51号を議題といたします。執行部より説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 議案第51号 令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧願います。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和4年度城里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入と収益的支出の予定額を補正するものです。収入支出の既決予定額にそれぞれ2,191万2,000円を追加いたしまして、予定額を11億8,125万6,000円とするものです。

収入につきましては、1款下水道事業収益、2項営業外収益の既決予定額に2,191万2,000円を追加するものです。他会計補助金の増によるものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用、1項営業費用の既決予定額に2,164万円を追加するものです。各施設の電気料金、修繕工事費及び路面補修費用の増が主なものです。

2項営業外費用ですが、既決予定額に27万2,000円を追加するものです。企業債償還金利息の増によるものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3条、予算第4条に定めました資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億3,398万2,000円を3億5,533万6,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。

支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額に2,135万4,000円を追加いたしまして、予定額を9億3,314万円とするものです。内容につきましては、1項建設改良費の追加をするものでありますが、水道管の移設補償費及び管渠の補修工事によるものです。

詳細につきましては、4ページから6ページの補正予算実施計画、実施計画明細書をご覧くださいと存じます。

以上、令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第51号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 処理場の電気料金の増として1,362万1,000円が計上されてますけれども、これ、ちょっとどういうことなのか少し詳しく説明してください。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） ご質問にお答えいたします。

この1,362万1,000円ですけれども、処理場ですね、各農業集落排水施設が町内に5か所ほどございます。さらに特環地区ということでかつら水処理センター、こちらの施設の処理場の高圧の電気料となります。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは去年までもこのぐらいかかっていたんでしょうか。補正で出さなければならぬ金額なんですか。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど総務課のほうからもご説明ありましたとおり、昨今、電気料の高騰に伴いまして、下水道の施設関係の料金も想定以上の料金が高額になってしまったということで、見込みをしておりますので、それらの分を踏まえて今回補正したというような状況でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、令和3年度決算に入ります。

歳入歳出決算の総括について説明願います。

会計課長久保田和美君。

○会計課長（久保田和美君） 議案第52号から57号の令和3年度城里町各会計の決算認定について説明申し上げます。

令和3年度歳入歳出決算書1ページをお開き願います。

令和3年度城里町会計別歳入歳出決算総括表であります、一般会計より農業集落排水事業特別会計の順に読み上げさせていただきます。

なお、予算額につきましては、歳入歳出とも同額でございますので、各会計とも歳入予算額のみ読み上げさせていただきます。

初めに、一般会計であります。

歳入予算額124億4,856万1,000円、決算額118億7,893万1,048円、予算額に対する決算額の比較増減でございますが、マイナス5億6,962万9,952円、決算比率は95.42%です。歳出の決算額は113億5,283万6,795円、比較増減10億9,572万4,205円、決算比率91.20%。歳入歳出差引残高は5億2,609万4,253円です。

次に、健康保険特別会計事業勘定です。

歳入予算額24億3,395万3,000円、決算額23億1,145万1,016円、比較増減マイナス1億2,250万1,984円、決算比率94.97%でございます。歳出の決算額は22億7,972万9,831円、比較増減1億5,422万3,169円、決算額比率93.66%です。差引残高は3,172万1,185円であります。

次に、健康保険特別会計施設勘定でございます。

歳入予算額が2億2,270万8,000円、決算額2億1,635万4,230円、比較増減マイナス1,065万3,770円、決算比率95.31%。歳出の決算額は2億1,380万6,575円、比較増減1,320万1,425円、決算比率94.18%です。差引残高は254万7,655円になります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入予算額が2億4,760万8,000円、決算額2億4,709万2,758円、比較増減マイナス51万5,242円、決算比率99.79%。歳出決算額は2億4,700万7,363円、比較増減額60万637円、決算比率は99.76%。差引残高8万5,395円です。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定です。

歳入予算額が24億5,199万4,000円、決算額24億7,329万6,477円、比較増減額2,130万2,477円、決算比率100.87%。歳出の決算額は23億5,517万9,915円、比較増減額9,681万4,085円、決算比率96.05%です。差引残高は1億1,811万6,562円です。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業です。

歳入予算額631万6,000円、決算額710万6,522円、比較増減額79万522円、決算額比率112.527%。歳出の決算額611万8,923円、比較増減額19万7,077円で、決算額比較は

96.88%です。差引残高は98万7,599円です。

次に、公共下水道事業会計です。

歳入予算額11億3,061万6,000円、決算額9億6,450万6,945円、比較増減額マイナス1億6,610万9,055円、決算額比率85.31%。歳出の決算額8億8,705万7,644円、比較増減額2億4,355万8,356円、決算額比率78.46%。差引残高7,744万9,301円です。

なお、下水道事業については、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により特別会計に引き継ぎました。

次に、農業集落排水事業特別会計。

歳入予算額2億9,723万、決算額2億9,036万1,892円、比較増減額マイナス686万8,108円、決算額比率97.69%。歳出の決算額2億4,374万7,809円、比較増減額5,348万2,191円、決算額比率82.01%。差引残高4,661万4,083円。

なお、農業集落排水事業については、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により特別会計に引き継ぎました。

以上、令和3年度城里町会計別歳入歳出決算総括表により、一般会計ほか7特別会計の決算状況について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 次に、水道事業会計決算についてを簡潔に説明願います。

水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 議案第58号 令和3年度城里町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

決算書の184ページをお開きください。

令和3年度城里町水道事業決算報告書でございます。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

決算額より読み上げさせていただきます。

第1款水道事業収益、決算額は7億1,794万2,815円で、予算額に比べ3,644万8,815円の増となっております。主に受託工事収益費等の繰越分等でございます。収入率は105.3%です。

支出であります。

第1款水道事業費用、決算額は6億9,446万3,886円です。不用額は3,396万114円となっております。執行率は95.33%です。

続きまして、185ページをご覧願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

決算額より読み上げさせていただきます。

第1款資本的収入、決算額は1億8,458万5,500円で、予算額に比べ2万2,500円の減となっております。収入率99.9%です。

支出でございます。

第1款資本的支出、決算額は4億9,876万3,710円で、翌年度への繰越額は2,926万7,000円、不用額は377万1,290円であります。執行率は92.9%でございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3億1,417万8,210円は、当該年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額2,270万8,929円と過年度分損益勘定留保資金2億9,146万9,280円で補填いたしました。

以上、水道事業会計の決算について概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、186ページから192ページのキャッシュフロー計算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び193ページから212ページの財務諸表附属書類をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 次に、水戸地方農業共済事務組合事業会計決算についてを簡潔に説明願います。

農政課富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） それでは、続きまして、議案第59号をご覧いただきたいと思っております。

令和3年度水戸地方農業共済事務組合事業会計決算認定についてでございますが、令和4年3月31日をもちまして、水戸地方農業共済事務組合が解散したことに伴い、地方自治法第292条の規定に基づきまして、地方自治法施行令第5条第3項の規定を準用し、監査委員の意見をつけまして、議会の認定に付すものでございます。

詳細につきましては、別紙、令和3年度水戸地方農業共済事務組合事業会計決算認定について及び令和3年度水戸地方農業共済事務組合の事業会計決算審査意見書の提出につきましてということで、監査委員さんの方の意見書がついてございますので、ご覧いただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（阿久津則男君） 議案第52号から議案第59号までの令和3年度決算認定についてであります。決算特別委員会を設置し、常任委員会所管分について審議する分科会方式により行う予定でありますので、詳細な説明は省略いたします。

次に、議案第60号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第60号をご覧いただきたいと存じます。

議案第60号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

前任委員の逝去に伴い、欠員となっていたことから、その後任として、牛久市在住の高橋研二さんを選任するものでございます。高橋さんは、現在、茨城県不動産鑑定士協会の会長職を務めておりまして、固定資産の評価に関する識見を有した最適任であると考えております。

このたび同協会からの推薦をいただきましたので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

以上、議案第60号についてご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより議案第60号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） そのほか陳情2件が本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部におきましては、引き続き自席で説明をお願いいたします。

また、質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔をお願いいたします。長くなる場合は直接担当課へお願いしたいと思います。

それでは、報告第55号、報告第56号は省略し、報告第57号から報告第59号までの3件を一括して説明を求めます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第57号をご覧ください。

報告第57号 城里町避難行動要支援者支援制度実施要綱についてであります。災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、支援を必要とする高齢者、障害者などが地域の中で必要な支援を受けられるための制度を整備するため、必要な事項を定めるものであります。

主な内容としましては、災害時に自分1人で避難したり情報を得たりすることなどが難しく、手助けが必要な方、いわゆる避難行動要支援者の避難支援や安否確認などが円滑に行うことができるよう、平常時から情報を提供することの同意確認を行い、同意を得た方の情報を避難支援者等関係者に提供できるようにするものでございます。

詳細につきましては要綱の1ページから5ページをご覧くださいと思います。

続きまして、報告第58号をご覧ください。

報告第58号 令和4年度城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱についてであります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯を見舞う観点から、臨時的な給付措置として国が実施するものを市町村が定める必要があることから、支給に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、令和4年4月分の児童手当または児童扶養手当の支給対象者で、令和4年度住民税均等割非課税者に対しまして、児童1人当たり5万円の給付金を支給するものです。さきの第2回議会定例会におきまして、承認可決いただきました執行予算等

の根拠となる要綱でございまして、9月末までで支給された48件、対象児童96名、480万円の支給実績となっております。

詳細につきましては、要綱の1ページから4ページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、報告第59号をご覧願います。

報告第59号 令和4年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時的な措置として国が実施するものを市町村が定める必要があることから、支給に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、家計急変による受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形の運用改善を図り、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するものです。9月末までで支給世帯261世帯、2,610万円の支給実績となっております。

詳細につきましては、要綱の1ページから7ページをご覧いただきたいと思います。

以上、報告第57号から58号、59号について一括ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第60号の説明を求めます。

保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告第60号 城里町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用償還払要綱についてでございます。

ちょっと片仮名で長い感染症なんですけれども、簡単に言えば、俗に言う子宮頸がんワクチンのことでございます。子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した女子で、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がんワクチンの任意接種を自費で受けた方へのワクチン費用の助成を行うためのものがございます。

補助の上限は1回につき1万7,310円を上限とするものがございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第61号から報告第62号までの2件を一括して説明を求めます。

農政課富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） それでは、報告第61号をご覧願います。

令和4年度城里町農業資材高騰対応応援給付金交付要綱でございます。大変失礼いたしました。申し訳ございません。報告第61号をご覧いただきたいと思います。

令和4年度城里町農業資材高騰対応応援給付金交付要綱についてでございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、農業用資材等の価格高騰の影響を受けております農家に対しまして、農業活動の支援を図る目的で、農業資材高騰対応応援給

付金の交付をすることで、農業者生活の支援を図るため要綱を制定するものでございます。

主な内容につきましては、先ほども補正予算の一般会計補正予算でご質問がありましたとおり、令和3年度分の確定申告を行った収入のある農家に対しまして、1件当たり5万円を給付するというものでございます。

続きまして、報告第62号 城里町新規就農者育成総合対策交付金交付要綱でございます。

城里町新規就農者育成総合対策交付金交付要綱についてでございますが、国では令和4年度から新規就農者の支援制度を拡充し、農業次世代人材投資事業が抜本的に見直されまして、新規就農者育成総合対策という事業制度を創設したことに伴いまして、国の制度の拡充を受け、本町におきましても新規就農者育成総合対策へと移行することから、要綱を制定するものでございます。

主な制度の内容につきましては、国が10分の10の支給ということでございまして、就農予定の研修生に対しまして、生活給付金給付と、また経営を開始しました新規就農者に対しましても生活支援ということで、月額12万5,000円の補助を最長3年間にわたり支給するものでございます。これらの施行及び適用に関しましては、令和4年度予算に係る資金から適用するものでございます。

詳細につきましては、報告第62号、第1ページから7ページまでをご覧くださいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第63号の説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第63号になります。

報告第63号 令和4年度城里町事業者等原油価格・物価高騰対策支援交付金要綱の制定についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格、また物価の高騰によるさらなる経済的な影響を受けている事業者等を支援するため、農業関係を除き、業種を問わず、町内に住所または事業所を有し、事業を営む個人または町内に本社、本店または事業所を有し、事業を営む法人等に今回追加されました地方創生臨時交付金の原油高騰分を充当しまして、支援金を交付する事業であります。事業費につきましては、補正予算のほうで計上をさせていただきました。交付額につきましては、1対象事業者当たり5万円、1回限りとするものでございまして、600件、3,000万円を今回補正予算で計上させていただいたところでございます。

なお、今回の支援金交付につきましては、税金等の滞納は定めず、申請におきましても、添付書類も町内に事業所等があることが分かる書類として簡素化させていただき、速やかな交付に努める内容となっております。

以上、報告第63号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、本要綱をご覧くださいと存じます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第64号の説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第64号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付してご報告するものでございます。

主な内容は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率について算出したものでございます。

なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計においては、資金不足が生じていないため算出されておりません。

以上、報告64号について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第65号から報告第67号までの3件を一括して説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第65号 一般財団法人城里町開発公社決算についてご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、一般財団法人城里町開発公社の令和3年度の決算報告について、報告第65号のとおり報告するものでございます。

同じく報告第66号になります。

報告第66号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告についてご説明いたします。

条文は同じでございます。地方自治法の規定に基づきまして、株式会社桂ふるさと振興センターの令和3年度の決算の報告について、報告第66号のとおり報告をするものでございます。

詳細については後ほどご覧をいただきたいと思います。

最後になりまして、報告第67号ですね。株式会社物産センター山桜決算報告についてご説明申し上げます。

条文は同じでございます。地方自治法の規定に基づきまして、株式会社物産センター山桜の令和3年度の決算の報告について、報告書第67号のとおり報告するものでございます。

詳細については後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長（阿久津則男君） 報告第68号の説明については省略いたします。

ここで追加の報告がございます。

まず、かつら水処理センターについての発言を求められておりますので、この際、これ

を許可いたします。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、資料のほうをご覧いただきたいと思います。

下水道課より現在審理が進められております建設工事紛争審査会に関しまして状況等をご説明させていただきます。

配付した資料からご説明いたします。

建設工事紛争審査会に関する状況説明でございます。

建設工事紛争審査会への申請及び経緯ですけれども、かつら水処理センターの水害復旧工事、これは令和元年10月の東日本台風被害に伴う修繕工事でございます、について受注者である株式会社フソウより建設工事紛争審査会への申請が令和3年3月に提出され、約1,700万円の請求を受けました。

この工事は議会承認案件であります。変更手続がなく工事が完了し、当初の契約代金も支払いが完了しております。株式会社フソウは追加工事費用が発生したという主張であります。そのような主張、費用請求について妥当かどうかの判断を建設工事紛争審査会で審理いただいているところであります。

請負代金支払い状況の経緯ですが、令和元年10月の東日本台風により、かつら水処理センターが水没し、その水害復旧工事について、令和2年2月10日に工事請負契約仮契約を締結いたしました。本契約は同年3月13日となります。請負金額1億7,820万円です。工事は令和2年11月19日に完成検査を受け、工事が完了いたしました。請負金額については、5月28日に前払い金として7,120万円と、引渡し後の12月17日に残金の1億700万円の合計1億7,820万円を支払いました。

町としての考え方、有償行為と議会承認工事についてですが、株式会社フソウから具体的な金額の提示が事前になく、有償工事であることの町としての認識がなく、契約手続に定めた手続による変更契約がなされていないために、最終的に費用の変更はないものとしていました。

また、この工事は議会承認が必要な5,000万円以上の工事ではありますが、契約時にも仮契約から議会承認を得て本契約となった経緯があります。変更契約についても同様に議会承認が必要であり、そのための正規の手続がなかったことから、変更には至りませんでした。

このような状況の中で、審査会からの和解案の提示というものがございまして、審査会委員より、株式会社フソウの約1,700万円の請求に対し、500万円を減額し、総額1,200万円を町に支払うよう和解案が提示されました。500万円の減額は、町が正規の手続を経た場合の適正な価格であると主張した額が認められたものでございます。この和解案について、株式会社フソウが承諾した場合は、町としても承諾し、和解で終えたいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 続きまして、税務課長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 本日は資料はございませんが、口頭にてご報告させていただきます。

昨年度にご説明いたしました固定資産税の課税誤りのあった町内の1ゴルフ場につきましては、地方税法及び町要綱の規定によりまして、過去10年分を昨年度中に返還しておりますが、今週、水戸地方裁判所から、損害賠償事件として第1回口頭弁論期日呼出状及び訴状が届いておりますことをご報告いたします。

今後の対応につきましては現在協議中でございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いをいたします。長くなる場合は直接担当課へお願いをいたします。

それでは、質問を受けます。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告57号、これについては、災害対策でかなり広範囲の方、要配慮高齢者、障害者など、いろいろそういう方が幅広く、乳幼児の方まで配慮を要するというので、避難行動要支援者ということなんですけれども、この計画はこれからつくるんですか。何かちょっといまいちの中身を見てみてもはっきりよく分からないんですけれども、具体的に簡単にどんな要綱なのかをちょっと説明していただければいいかと思えます。

あとは報告60と報告61は周知方法はどのようにするのでしょうか、お聞きいたします。

それから、報告62、就農開始者への給付金はどのように行われますか。サポート者への給付はあるのか、金額はどうかお聞きいたします。

それから、報告64、これは監査委員に対する意見を出しているようですが、監査委員にはこういう意見書はなかなか出せないのではないかなと思うんです。ですので、このことについて少し意見をしたいと思います。

まず最後に意見しますので、上の報告57からお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、質疑にお答えしたいと思います。

報告第57号 城里町避難行動要支援者支援制度実施要綱を詳しく説明してほしいということで、こちらにつきましては、災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、

支援を必要とする高齢者、障害者、今回この避難行動要支援者というのは、ここにもありますように、この定義のところにありますけれども、この避難行動要支援者ということで、アからキまでですね、まず75歳以上のみの世帯、それと、あと障害をお持ちの方、あと難病の方、そういった方ですね。一応今、福祉こども課で把握している人数といたしまして1,185名、これ重複している方もおりますけれども、その方に対しまして名簿はつくってはいるんですが、有事の災害ときにはその名簿を、個人情報の観点もありますので、有事の際には提供するんですが、有事じゃなくて平常時でもそういった災害時に自分1人で避難したりすることができない方に対しまして、その方の避難支援や安否確認を行うために、事前にその同意確認を取って、同意を得た方については、ここにありますように、この下の避難支援関係者ということで、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、あとは社協とか地元の消防団、あと消防署、警察署、そういった方に対しまして情報提供をするという制度でございます。今ので分かりますか。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そういう詳しいことは多分その中に書かれているんだと思うんですけども、確実に一人残さず支援していくということにはどのように把握をしていけばいいのかなと。それから、誰が全体を把握していくんだらうかと。プライバシーなどをどのように守られていくんでしょうかと。そこら辺がちょっと簡単に分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、引き続き質問にお答えしたいと思います。

そうですね、確かにプライバシー等がありますので、あくまでも情報提供する場合には、その方の同意を得た方の情報だけ避難支援関係者に提供できるようにする制度でございますので、一応この避難支援行動要支援者の方につきましては、町のほうで、福祉こども課のほうでこの名簿のほうを把握しておりますので、そういった災害等が起こり得る場合には、事前に避難したほうがいいですよとか、そういった本当に危険な例えばハザードマップ区域にいる方などにつきましては、町のほうから事前に、台風などは72時間前のある程度分かりますので、そういった方に対しましては、町のほうから避難したほうがいいですよという情報提供をしながら、1人でも助けられる支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この件については非常に難しいところがあると思うんですけども、やっぱり民生委員さんとか、そういう人たちのお力をお借りすることは必要だと思うんですけども、常日頃の住民との対応というか、そういうところをきちんとしていただいて、一人も残さず、本当に災害のときには支援ができるようにしていただければいいのかなと思ってます。

次に、じゃ、報告60と61、周知方法についてお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告60号の城里町ヒトパピローマウイルス感染症のほうの周知方法でございますが、今のところ、広報紙及びホームページを考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） 続きまして、報告第61号 令和4年度城里町農業資材高騰対応給付金についての周知方法についてですが、農業政策課では、まずやはり広報紙等、広報を通じて町内に周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 広報紙だけだと、今、自治会で広報紙が届かないところがあります。そういうようなときにどのように手立てして、一人残さず周知していくのかなというようにちょっと心配していますけれども、広報紙だけで足りるのでしょうか。こちら辺のところをもう少し考えていただきたいなと思っています。何かもう少しもっと別な方法があるのであればお願いします。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） ただいまの広報紙等による周知によるほかの周知はないものかでございますが、こちらでは税の申告したという方のそういう情報というのは、今個人情報とかあるので、なかなか難しいかと思うんですが、必要に応じてはそういう情報も入手しまして、対象者に個別に郵送などもちょっとそういう方法も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） やっぱり広報紙だけでは周知は足りないと思います。様々なところを活用して周知してあげたほうがいいのかと思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、報告64ですけれども、監査委員は行政から独立したものであって、監査委員の報告に対して意見を言うことは、監査委員に対して干渉するものではないかなと思っています。監査委員が最初に出した決算など、決算等審査に係る意見書に実質収支と実質単年度収支は黒字となっているものの、単年度収支が赤字となっております。決して楽観視できないと記されています。このことについて納得します。

また、私は独自で調べましたけれども、実質単年度収支については、平成29年度から令和2年度まで4年連続赤字であることは決算カードによっても確認されています。ですので、監査に不服を申し上げることはなかなかできないんじゃないかと思っています。事実

基づいていると思っています。何かご意見があれば。

○議長（阿久津則男君） 財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、これは何かちょっと勘違いされているかと思うんですが、意見書というのは監査委員が意見していただいたという書面ですので、こちらが監査委員の意見に意見したことはありません。法律で財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものということで、監査委員の意見を付して報告することとなっておりますので、意見は監査委員にいただいたという形でご理解いただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この文章だとそうは取れませんよね。監査委員の意見に対して別紙報告するということなので、何で改めてこういうことが出てくるのかなど。監査意見に対して否を申してるのかなというようなことをちょっと感じました。そうではないんですか。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今申したとおり、監査委員に意見書をいただいたということです。

○議長（阿久津則男君） 藤咲議員、そういうことですので、あとは直接担当課で話してください。

○8番（藤咲芙美子君） 納得できない。

○議長（阿久津則男君） ほかに質疑ございませんか。

14番小坪孝君。

○14番（小坪 孝君） 下水道課の仲裁の関係で終わったようですけれども、町が500万得したように発表されていますけれども、弁護士費用は幾らかかったのか。あと、またこれから固定資産税の訴訟が始まるようですけれども、それをやっていくときに弁護士費用が幾らくらいかかるんだか、ちょっと教えてください。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長。

○下水道課長（所 克実君） ご質問にお答えします。

先ほどご説明しました件の最後のところなんですけれども、この和解案ということで、まだ決定ではございませんので、この案が株式会社フソウが承諾した場合には、町としても承諾するというので、決定した際には弁護士費用とか、そういったものもきちっと出てくるかと思っておりますけれども、まだ確定ではございませんので、費用のほうもまだはっきりしない。

○14番（小坪 孝君） 大体弁護士費用幾らくらい支払うようなの。

○下水道課長（所 克実君） 確定すれば、そこで……

○14番（小坪 孝君） 請求、大体。契約したんでしょう、弁護士。

○下水道課長（所 克実君） 大体その金額が今のところ1,200万という提示が出されてますが……

○14番（小坏 孝君） 弁護士から。

○下水道課長（所 克実君） いやいや、審査会のほうの意見で……

○14番（小坏 孝君） 弁護士さんと契約はいくらですかと聞いているんだから、それを答えてくれ。

○下水道課長（所 克実君） そうですね、弁護士さんのほうには着手金と、それから、この審査会の日当、それと成功報酬ということで、実際にこの減額された額に対して、11%ですかね、その額を加算した額をお支払いするというようなことになってますので。以上です。

○議長（阿久津則男君） 14番小坏孝君。

○14番（小坏 孝君） 何か分かりにくい説明しないで、ちゃんと成功報酬は幾らですよとか、そういう説明を受けてると思うんですよ。大体1,200万で済むんだったら、大体幾らくらいの弁護士費用を払うようなんですよという説明を、仕事やっているんでしょから、そこら辺をきちんと議員さんに説明して、本当にこれが正しかったのかなと町の判断が、私は判断したいと思うので、弁護士費用が幾ら、戦って本当に利益を被ったのかどうか、そこら辺を聞きたいんですよ。皆さんの町民の税金を預かってやっているやつですので、何とか判断したいので、きちんと説明してください。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 弁護士費用につきましては、先ほど申し上げましたような計算方法で、概算ですけれども、大体約150万程度というようなことになろうかと思えます。

○14番（小坏 孝君） 成功報酬ね。

○下水道課長（所 克実君） 成功報酬も込み込みで、全体でそのくらいになるかと思われれます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

14番小坏孝君。

○14番（小坏 孝君） じゃ、それが和解できて、支払いが済んだらちゃんと確認させていただきます。お願いします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今、小坏さんからあった物件1つと、固定資産税の件がありますけれども、かつらの水処理センターについてはもう長くやっているんで、町の対応をやっぱり柔軟にして早めに和解を望んでおります。

また、固定資産税においては、先ほど説明の中で当初5年間なんですよ、還付したの

はね。町の規程では10年という形ある中で、5年間返済したということは、ちょっと私も異論は申してきた1人なんですけれども、今回10年分、固定資産税を返したと。ただ、これが結局そのゴルフ場から、やっぱり納得しないと裁判になるといった場合、この固定資産税って、やはり結局町が負けた場合、何年分の返還が求められるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

今回訴訟に至った趣旨としましては、町の要綱、地方税の規定を超えた部分、10年を超えた部分ですね、それに対応するものとして国家賠償法というのがございます。それを見据えた訴訟になっていると思われまます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 要するにその固定資産税は当初から結局返還を求められる裁判になるということで理解していいですか。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 大変失礼しました。国家賠償法ですと通常20年という目安になってございます。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 5年分という固定資産税、私、金額知っているんですけども、10年分返したと。すると、あと10年分返すということ、裁判で負ければ10年と。幾らぐらいですか、金額教えてください。概算でいいです。10年分払った金額の場合でいいですよ。概算でいいですから。

○税務課長（佐藤 宰君） すみません、ちょっとお調べします。

○議長（阿久津則男君） ここで、先ほど猿田議員の質問に対しての答弁がまち戦課長からあるということですので、まち戦課長、どうですか。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 先ほど猿田議員のほうから、町民センターの水道料の令和3年度の当初予算ということでご質問を受けました。令和3年度当初予算が396万円でございます。付け加えさせていただきますと、最終的に年度末454万円ほど水道料のほうは支払ってございます。当初予算からやはり水道料が足りなくなりまして、途中で流用等をかけまして、最終的には令和3年度は454万円を支払ってございます。その辺のことも配慮しまして、今回276万5,000円、合計で656万9,000円ということで、総務課と同じように契約の対象になっている施設でございますので、電気料のほうもご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（阿久津則男君） 猿田議員、よろしいですか。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 先ほど小坪議員さんのほうからご質問がありました中学校への補助金なんですけれども、大会が2大会ありまして、交通費が約40万、参加負担金等の諸経費が約7万円、それが2回ということで予算計上させていただいております。

○議長（阿久津則男君） 小坪議員、どうですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これね、今まで全国大会から金を出してたんですけれども、そういう中央地区とか県大会とか、そういうあれでは町では金出してないんですけれども、そういうのが要綱が変わったというのは、どういう大会でも全部出してやるんですか、これから。それだけ確認させてください。

○議長（阿久津則男君） 局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 引き続きお答えいたします。

こちらが東関東大会と言いまして、千葉のほうで開催しております。また、東日本大会、こちらのほうが府中市で行うということで、関東地区大会と東日本地区大会という大きな大会になっております。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 局長ね、きちんと要綱つくっておいて、全国大会とか関東大会でも出すような、そういうんじゃないかと、きちんと要綱に当てはまって1人幾ら出すとか、バス代はその前に79万幾らも出してるのに、今度は個人的に90万出したと思ってるんですよ、宿泊費か何かに。きちっとそこら辺、バス代はバス代で79万出てるのに、90万出てるから、きちっと説明がちょっと分かるようにしてください。だから、全国大会へ行くのに、旅館費用とか宿泊費用とか、そういう形でお金を出すんだったらいいと思うんですよ。それとバス代出すのもまたいいと思います。でも、やっぱりバスならバス代、さっき聞いたときにきちんと答えられるようお願いしたいんです。

以上。

○議長（阿久津則男君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） すみません、先ほどのご質問にお答えいたします。

概算といいますか、740万円ほどが損害賠償額ということで請求される数字になると思います。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） いずれにしても、やっぱり民間と、水処理センターもそうですけども、民間と町がやり合うなんていうのはとても恥ずかしいことですので、スムーズに両者解決を強く望んで質問を終わります。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（阿久津則男君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来たる10月12日水曜日午前10時をもって令和4年第3回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。お疲れ様でした。

午後 3時07分閉会